第十条　自動車重量譲与税法の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の四百一」を「千分の四百十六」に改める。

第二条第一項中「四百一分の三百三十三」を「四百十六分の三百三十三」に改める。

第二条の二第一項中「四百一分の六十八」を「四百十六分の八十三」に改める。

第三条第一項中「四百一分の三百三十三」を「四百十六分の三百三十三」に、「四百一分の六十八」を「四百十六分の八十三」に改め、同項の表六月の項、十一月の項及び三月の項中「千分の四百一」を「千分の四百十六」に改める。

千分の四百一	千分の四百七十五
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
千分の四百一	千分の四百七十五

附則第二項の表中

千分の四百十六	千分の四百九十
四百十六分の三百三十三	四百九十分の四百七
四百十六分の八十三	四百九十分の八十三
四百十六分の三百三十三	四百九十分の四百七
四百十六分の八十三	四百九十分の八十三
千分の四百十六	千分の四百九十

を

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第一項ただし書、第三百十四条の七及び第三百十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、第七条、第七条の二及び第三十三条の二第三項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条の二第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）並びに次条第二項から第四項まで及び第七項並びに附則第十三条第二項から第四項まで及び第七項、第三十一条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第三項第五号及び第六項第五号の改正規定並びに同条第八項第五号及び第十一項第五号の改正規定（「及び第二項」を「及び第十一項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）並びに第三十二条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第五項第五号及び第八項第五号の改正規定並びに同条第十一項第五号及び第十四項第五号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）の規定　平成三十一年六月一日

二　第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第十一条及び第十八条の規定　平成三十一年十月一日

三　第二条中地方税法第二十三条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同法第三十四条第一項第十一号の改正規定、同法第四十五条の二に一項を加える改正規定、同法第四十五条の三の二及び第四十五条の三の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定、同法第三百十七条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百十七条の三の二、第三百十七条の三、第三百十七条の四、第三百十七条の五及び第三百二十四条の改正規定並びに同法附則第四十四条の二の改正規定並びに附則第三条及び第十四条の規定　平成三十二年一月一日

四　第三条（次号から第八号まで及び第十三号に掲げる改正規定を除く。）の規定　平成三十二年四月一日

五　第三条中地方税法第二十四条の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定及び同法第三百十七条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定並びに附則第四条、第十五条及び第三十三条の規定　平成三十三年一月一日

六　第三条中地方税法附則第十二条の三に一項を加える改正規定、同法附則第十二条の四第四項及び第五項を削る改正規定、同法附則第十二条の五第一項及び第三十条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第三十条の二第一項の改正規定並びに附則第十二条第二項及び第十九条の規定　平成三十三年四月一日

七　第三条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二十一条の七の十三第一項及び第三百二十一条の七の十四第一項の改正規定　平成三十四年一月一日

八　第三条中地方税法第百七十七条の六第一項の改正規定及び第八条並びに附則第十二条第一項及び第二十四条の規定　平成三十四年四月一日

九　第六条及び第九条並びに附則第二十二条、第二十五条及び第三十条第三項の規定　平成四十六年四月一日

十　第十条及び附則第二十六条の規定　平成四十七年四月一日

十一　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（同条第五十項に係る部分に限る。）、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日

十二　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）の施行の日

十三　第三条中地方税法第七十三条の二十七の六の改正規定並びに同法附則第十条に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条第四十三項の改正規定並びに附則第八条の規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日